

## 条例の骨子（案）

1. 目的	<p>この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して、必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
2. 基本理念と市の責務	<p>本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により、豊かな自然の中で育まれた、誇らしい歴史・文化が脈々と息づき形成されてきたものであることを鑑み、市民の共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。</p> <p>この条例の目的及び基本理念にのっとり、条例が適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。</p>
3. 定義	<p>この条例において、定義は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 再生可能エネルギー発電設備：太陽光発電設備、風力発電設備</li><li>② 再生可能エネルギー発電事業：再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」）の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）又は増設を行う事業。発電設備を用いて発電を行う事業</li><li>③ 売電事業：発電事業のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づく固定価格買取制度により電気を売電する行為</li><li>④ 事業者：発電設備を設置する者および事業の施工を請け負うすべての者</li><li>⑤ 事業区域：事業の用に供する土地の区域</li><li>⑥ 土地所有者：土地の所有者、占有者及び管理者</li><li>⑦ 建築物所有者：建築物の所有者、居住者、占有者及び管理者</li><li>⑧ 土地所有者等：土地所有者及び建築物所有者</li></ul>

## 条例の骨子（案）

3. 定義	<p>この条例において、定義は下記のとおり。</p> <p>⑨ 地域住民等：下記のとおり。</p> <p>ア 事業区域に隣接する土地所有者 イ 事業区域の土地境界から水平距離100m以内の区域に存する建築物所有者 ウ 事業区域が所在する自治会の区域に居住する者 エ その他市長が必要と認める者 ⑩ 自然環境等　自然環境、生活環境及び環境 ⑪ 事故等　事故、公害及び災害</p>
4. 適用範囲	<p>発電出力10kW以上の発電設備を用いた発電事業。ただし、下記を除く。</p> <p>① 建築基準法に規定する建造物に設置する発電設備を用いる発電事業 ② 国または公共団体が設置する発電事業</p>
5. 事業者の責務	<p>① 関係法令及びこの条例を遵守すること。 　災害を防止し、歴史文化、景観、自然環境、生活環境に十分配慮すること。 　地域住民等との良好な関係の保持に努めること。</p> <p>② 発電事業に伴って生じた苦情もしくは紛争、事故や災害が発生したときは、事故の責任において誠意をもって解決すること。再発防止のための措置を講じること。</p> <p>③ 発電設備及び事業区域内を常時安全監視かつ良好な状態に維持管理すること。</p>
6. 土地所有者の責務	適正な土地等の管理に努め、事業者の発電事業終了後の撤去及び原状回復の状況を確認するよう努めなければならない。
7. 地域住民等の責務	この条例の目的及び基本理念にのっとり、市の施策及び条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

## 条例の骨子（案）

### 8. 禁止区域

- ① 災害の防止、財産の保護、歴史文化及び景観の維持、自然環境の保全のため、下記の区域（以下「禁止区域」）として指定する。
- ア 砂防法第2条により指定された砂防指定地
  - イ 地すべり等防止法第3条第1項により指定された地すべり防止区域
  - ウ 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律第3条第1項により指定された急傾斜地崩落危険区域
  - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域
  - オ 自然公園法第21条第1項の規定により指定された特別保護地区及び自然公園法施行規則に規定する区域
  - カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により指定された特別保護地区
  - キ 森林法第25条により指定された保安林
  - ク 河川法第6条第1項により指定された河川区域、同法第54条第1項により指定された河川保全区域及び同法第56条第1項により指定された河川保全区域
  - ケ 自然環境保全法第14条及び第22条第1項の規定により指定された地域、島根県自然環境保全条例第16条第1項の規定により指定された地域
  - コ 農地法第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電を除く）
  - サ 文化財保護法第27条第1項により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、同法第57条第1項により登録された有形文化財（建造物に限る。）の存する区域同法第109条第1項により指定された史跡、名勝または天然記念物の存する区域
  - シ 島根県文化財保護条例により指定された県指定有形文化財（建造物のみ）の存する区域同条例第31条第1項により指定された県指定史跡名勝天然記念物の存する区域
  - ス 安来市文化財保護条例第4条第1項により指定された市指定文化財（有形文化財は建造物のみ）の存する区域
  - セ 特に水鳥の生育地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条の1の規定により指定された湿地の区域
  - ソ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域
- ⑤ 禁止区域が変更されたことにより、事業区域の全部又は一部が禁止区域内にあることとなる前に着手した発電事業には、適用しない。

## 条例の骨子（案）

9. 事前協議	<p>① 事業者は、届出を行う前に、市長と協議すること。売電事業を実施する場合は法の規定に基づく手続等を行う前に協議しなければならない。</p> <p>② 市長は協議があったときは必要な助言または指導を行うことができる。</p>
10. 説明会の実施	<p>① 事業者は、届出をしようとするときは、地域住民等へ説明会を開催すること。</p> <p>② 事業者は、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、発電事業への理解を得ることに努めること。</p> <p>③ 事業者は、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話し合いの機会を設けること。</p> <p>④ 説明会等を行った場合、結果を市へ報告すること。</p>
11. 同意	<p>① 事業者は、下記の者から同意を得るために努めなければならない。</p> <p>ア 事業区域の土地所有者（土地所有者が事業者のとき以外）</p> <p>イ 事業区域に隣接する土地所有者等（隣接土地との間に幅員4mを超える道路・河川があるときは除く）</p> <p>ウ その他市長が必要と認める者</p>
12. 届出	<p>① 事業者は設置工事に着手する日の30日前までに市長に届出なければならない。</p> <p>ア 事業計画書（様式第4号） イ 事業区域等状況調書（様式第5号） ウ 位置図及び事業区域図 エ 現況平面図及び現況写真 オ 配置図（土地利用計画図） カ 再生可能エネルギー発電設備の構造図 キ 維持管理に関する計画書（様式第6号） ク 撤去及び処分に関する計画書（様式第7号） ケ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸仮契約書その他の土地の権利関係が分かる書類の写し コ 周辺関係者への説明会の実施状況を記録した書類（様式第2号） サ 条例第11条に規定する同意を証する書類の写し又は同意者の一覧表 シ 前各号に掲げる掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>② 事業者は当該届出の内容を変更しようとするときは、変更する日の30日前までに市長に届出なければならない。</p> <p>変更の届出は第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。</p>

## 条例の骨子（案）

13. 標識の設置	① 事業者は、届出が完了した日から30日以内に、道路等から見えやすい場所に標識を設置すること。
14. 着手届	① 事業者は、設置工事に着手するときはあらかじめ市に届け出なければならない。
15. 完了届等	① 事業者は、設置工事を完了・中止したときは市に届け出なければならない。
16. 維持管理	① 事業者は、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全に支障が生じないよう、発電設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持管理すること。 ② 事業者は、事故または災害で発電設備の損壊が発生し、周辺地域に損害を与えたとき等は直ちに状況を確認すること。あわせて、速やかに市へ報告し、地域住民等に説明すること。 ③ ②が発生したときは直ちに必要な措置及び安全対策を行うこと。あわせて、結果を市へ報告し、地域住民等へ説明すること。
17. 地位の承継	① 事業者は、譲渡・合併・分割によって地位を承継したものは、市長へ届け出ること。
18. 事業の廃止	① 事業者は、発電事業を廃止したときは、市長へ届け出ること。 ② 廃止したときは、速やかに発電設備を撤去しなければならない。 ③ 廃止したときは、発電設備を撤去したときは、事業区域を事業着工前の状態に復旧することを原則とし廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいて適切に処理すること。発電設備の撤去が完了したときは、市長へ届け出ること。
19. 報告の徴収	① 市長は、事業者に発電事業に関する報告または資料提出を求めることができる。
20. 立入調査	① 事業所や事業区域に立ち入り、発電事業に関することについて調査し、発電事業の関係者に質問することができる。 ② 立入調査をする職員は身分証明書を携帯し、発電事業の関係者から請求があったときは提示すること。 ③ 立入調査は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはいけない。

## 条例の骨子（案）

21. 指導、助言及び勧告	① 市長は事業区域及びその周辺地域の災害防止又は良好な自然環境等の保全のため必要があると認められたときは、事業者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。
22. 公表	① 事業者が勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所・勧告内容を公表する。 ② 市長は、公表しようとするときは、事業者へその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
23. 委任	この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。
附1 施行期日	令和8年4月1日（予定）
附2	① この条例は、施行日以降に着手する発電事業に適用する。 ② ①に関わらず、下記の内容はこの条例の適用範囲に該当する既存設備の発電事業に適用する。 ア事業者の責務 イ維持管理に関する報告 ウ地位の承継 エ事業の廃止 オ報告の徴収 カ立入調査 キ助言、指導及び勧告 ク公表 ③ 既存設備の増設により、この条例の適用範囲に該当することとなるときは、①に関わらず、この条例の規定を適用する。 ④ 届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、必要な規定の例により行うことができる。

# 安来市条例第 号

## 安来市再生可能エネルギー発電事業の適正な設置及び管理に関する条例(仮)

### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して、必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念と市の責務)

第2条 安来市（以下「市」という。）の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により、豊かな自然の中で育まれた、誇らしい歴史・文化が脈々と息づき形成されてきたものであることを鑑み、市民の共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

2 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、条例が適正かつ円滑な運用が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項。（以下「法」という。）に定める再生可能エネルギー源のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

(2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置又は増設（当該発電設備を設置し、又は増設する目的で行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業をいう。

(3) 売電事業 発電事業のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する

る特別措置法（平成23年法律第108号）。以下「法」という。）の規定に基づく固定価格買取制度により電気を売電する行為をいう。

（4）事業者 発電設備を設置する者、発電事業を行う者及びこれらの者との契約により事業の施行を請け負う全ての者をいう。

（5）事業区域 発電事業の用に供する土地の区域をいう。

（6）土地所有者 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

（7）建築物所有者 建築物の所有者、居住者、占有者及び管理者をいう。

（8）土地所有者等 土地所有者及び建築物所有者をいう。

（9）地域住民等 発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者であって、次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地所有者（事業区域と隣接する土地との間に幅員4メートルを超える道路又は河川がある場合を除く。）

イ 事業区域の土地境界から水平距離100メートル以内の区域に存する建築物所有者

ウ 事業区域が所在する自治会の区域に居住する者

エ アからウに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（10）自然環境等 自然環境、生活環境及び環境をいう。

（11）事故等 事故、公害及び災害をいう。

（適用範囲）

第4条 この条例は、合計出力が10キロワット以上の発電設備を用いた発電事業に適用する。但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物に設置する発電設備を用いる発電事業及び国又は公共団体が設置するものについては適用しない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、歴史文化、景観、自然環境及び生活環境への配慮を十分に行うとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、事業区域及びその周辺地域の自然環境等を保全するため必要な措置

を講じ、事故等の防止を図るとともに、地域住民等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないよう、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 事業区域の土地所有者等は、適正な土地等の管理に努め、事業者の発電事業終了後の撤去及び原状回復の状況を確認するよう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第7条 地域住民等は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、市の施策及び条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第8条 市長は、災害の防止、財産の保護、歴史文化、景観の維持及び良好な自然環境の保全又は地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定する。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。

3 市長は、禁止区域を変更し、又は解除することができる。

4 第1項に規定する区域とは、次に掲げる区域をいう。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指

定された特別保護地区及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12により規定する区域

- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
  - (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林
  - (8) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項により指定された河川区域、同法第54条第1項により指定された河川保全区域及び同法第56条第1項により指定された河川保全区域
  - (9) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項及び第22条第1項の規定により指定された地域又は島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）第16条第1項の規定により指定された地域
  - (10) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電を除く）
  - (11) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の存する区域
  - (12) 島根県文化財保護条例（昭和30年条例第6号）第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地及び同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
  - (13) 安来市文化財保護条例（平成16年条例第111号）第4条第1項により指定された市指定文化財（有形文化財は建造物に限る。）の敷地及び区域
  - (14) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条の1の規定により指定された湿地の区域
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域
- 5 前項の規定は、禁止区域が変更されたことにより事業区域の全部又は一部が禁止区域内にあることとなる前に着手した発電事業には、適用しない。

(事前協議)

第9条 事業者は、第12条第1項又は第3項の届出をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施について市長と協議しなければならない。この場合において、売電事業を合わせて実施しようとするときは、法の規定に基づく手続その他関係する手続を行う前に協議をしなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

(説明会の実施)

第10条 事業者は、前条第1項の協議が終了し、第12条第1項、第3項又は第17条の届出をしようとするときは、当該事業区域の周辺関係者に対し、説明会を開催する等事業計画の周知について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、意見等の申出があったときは、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。

3 事業者は、説明会の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

4 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を市長に届け出なければならない。

(同意)

第11条 事業者は、次に掲げる者から発電事業に対する同意を得ることに努めなければならない。

(1) 事業区域の土地所有者（土地所有者が事業者の場合を除く。）

(2) 事業区域に隣接する土地所有者等（事業区域と隣接する土地との間に幅員4メートルを超える道路又は河川がある場合を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(届出)

第12条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 第1項に定める届出をした事業者は、当該届出の内容を変更しようとするときは、変更する日の30日前までに変更後の事業計画を、規則で定めることにより、市長に届け出なければならない。

3 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(標識の設置)

第13条 事業者は、地域住民等へ事業計画の内容を周知するため、第12条第1項又は第3項の届出が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に標識を設置しなければならない。

(工事着手の届出)

第14条 事業者は、発電設備の設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工事完了・中止の届出)

第15条 事業者は、発電設備の設置工事が完了又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(維持管理に関する報告)

第16条 事業者は、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全に支障が生じないよう、発電設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持管理すること。

2 事業者は、事故又は災害で発電設備の損壊が発生し、周辺地域に損害を与えたとき等は直ちに状況を確認し、必要な措置及び安全対策を行うこと。併せて、速やかに市へ報告し、地域住民等に説明すること。

(地位の承継)

第17条 事業者から再生可能エネルギー発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、速やかに規則で定めることにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第18条 事業者は、発電事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、そ

の旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、発電事業を廃止したときは、速やかに発電設備を撤去しなければならない。
- 3 事業者は、発電設備を撤去したときは、事業区域を事業着工前の状態に復旧することを原則とし、当該発電設備の撤去に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等の規定に基づき適切に処理しなければならない。

（報告の徴収）

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第20条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市の職員に事業者の事務所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の立入調査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言、指導及び勧告）

第21条 市長は、事業区域及びその周辺地域の災害防止又は良好な自然環境等の保全のため必要があると認めたときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第5条の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は、被害を与えるおそれがある者
- (2) 事業者が第10条第1項の規定による地域住民等への説明に係る措置を講じない者

- (3) 事業者が第12条第1項、第3項、第14条第1項、第15条第1項又は第18条第1項の届出を行わず、又は虚偽の内容で届出をした者
- (4) 事業者が第12条第1項又は第3項の届出をする前に設置工事に着手した者
- (5) 第19条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日、以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第5条及び第16条から第22条の規定は、再生可能エネルギー発電施設を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第4条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者に適用する。

4 この条例の施行の際、現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備がその増設若しくは更新することにより、第4条に該当することになるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

5 第12条各項に規定する届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、必要な規定の例により行うことができる。